

必ずチェック!

最低賃金!



秋田県最低賃金



時間額

951円

令和6年10月1日から

秋田県の特定最低賃金

【発効日】令和6年12月25日

最低賃金に関するお問い合わせは
秋田労働局
または
最寄りの労働基準監督署へ



秋田労働局ホームページアドレス
<https://jsite.mhlw.go.jp/akita-roudoukyoku/>

非鉄金属製錬・精製業	1,011円	電子部品・デバイス・電子回路、電池、電子応用装置、その他の電気機械器具、映像・音響機械器具、電子計算機、同附属装置製造業	958円
自動車・同附属品製造業	1,020円		
自動車(新車)、自動車部分品・附属品小売業	980円		

最低賃金とは、働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度です。



最低賃金に関する特設サイト

最低賃金 特設サイト

賃金引上げ特設ページ

賃金引上げに向けた支援策等を掲載しています。

賃金引上げ特設ページ

中小企業事業者の皆さんへ

賃金引上げを支援する助成金を積極的に活用しましょう。

業務改善助成金 最大600万円を助成

業務改善助成金コールセンター ☎ 0120-366-440